

弘田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
 本日は、一問一答の発言順序等について御協議願うため、お集まりいただいた。  
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

**1. 質疑並びに一般質問（一問一答）について**

**(1) 各会派の発言者数及び発言時間**

弘田委員長 初めに、各会派の発言者数及び発言時間についてである。  
 1 ページの資料 1 に記載のとおり、自由民主党が 7 人で 340 分、県民の会が 3 人で 95 分、日本共産党が 2 人で 80 分、公明党が 1 人で 50 分、一燈立志の会が 1 人で 35 分との届け出があったので、御了承願う。

(了 承)

**(2) 質問者の発言順序等**

弘田委員長 次に、質問者の発言順序等についてである。  
 発言順序については、2 ページの資料 2、日程案を御覧願う。  
 申し合わせでは、原則として会派の所属議員数の多い順とし、一巡後は、一会派に片寄らないようにするとのことであるので、  
 10月6日火曜日の午前中は、自由民主党、県民の会、日本共産党  
 午後は、公明党、一燈立志の会、自由民主党、県民の会、  
 日本共産党  
 10月7日水曜日の午前中は、自由民主党、県民の会  
 午後は、自由民主党、自由民主党、自由民主党、自由民主党  
 の順序にしてはと思うが、いかがか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。  
 審議時間については、10月6日は5時間10分、10月7日は4時間50分、また休憩は議長の判断で適当な時期に取ることで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(吉岡議事課長、挙手)

弘田委員長 吉岡議事課長、どうぞ。

吉岡議事課長 一問一答の議事運営について、1点御説明を申し上げる。資料3ページを御覧願う。

一問一答の2日目、10月7日水曜日午前11時から、Jアラートー全国瞬時警報システムの受信及び情報伝達手段の起動を確認するため、情報伝達試験が全国一斉に行われる。Jアラート用の放送設備からチャイム音に続き、これはJアラートのテストですなど、30秒間の放送が流れる。本会議場にも放送設備、スピーカーがあ

るので、放送が流れる。このため、この放送が審議時間と重ならないよう、一人目の質問と二人目の質問の間の休憩時間を、若干長めに取っているので、御了承願う。

なお、これは情報伝達確認のための試験であるので、議員の皆様などが身を守る姿勢や、避難行動を行う必要はない。

以上である。

弘田委員長

それでは、事務局の説明のとおりで、御了承願う。

(了 承)

### (3) 発言時間等

弘田委員長

次に、発言時間等についてである。

各議員の持ち時間の範囲内で答弁も含めて終わるように、また発言者は議長の許可を得た後、発言するというので、御協力願う。

以上、ここまでが一問一答についてである。

(森田委員、挙手)

弘田委員長

森田委員、どうぞ。

森田委員

一問一答の質問席のことである。

前回の議運では、質問席も自席もマスク必着でやろうと話についていたように思うが、質問席のほうは、執行部席も左の方向も、あるいは右は1人議員がいるが、距離を確保しながらでもノーマスクで—新型コロナウイルス感染症対策の関係で、知事のほうもノーマスクで、唇を読む聴覚障害者の方に対応をしている。そういう意味で、口元を見せて質問席でやる方向はどうかとの提案である。

弘田委員長

ただいま、森田委員から御発言があった。

9月定例会における感染症拡大防止対策については、9月18日の議運でお決めただけだったが、このうち一問一答の際に質問席で発言する場合については、マスクの着用は不要としてはどうかとの提案であったと思う。

このことに関して想定される課題等があれば、事務局、説明願う。

吉岡議事課長

一問一答における質問席でのマスクを外して発言することへの課題である。

このことについては、事前に専門家の方の御意見を聞いていた。専門家の方によると、質問席は前方、また両隣も空いているので、真っすぐ前を向いて話をする分には問題はないと考える。しかし、右側に1つ飛ばしてはいるものの、1.3メートルほどの間隔で田所議員が座っていることから、少しでも右のほうを向くと飛沫が飛ぶ可能性がありそのままでは好ましくなく、飛沫防止のためのアクリル板の設置など、対策をする必要があるとのことであった。

事務局で確認したが、執行部席の最も右に座っている地域福祉部長に向かう場合は、かなりの角度で右を向くし、知事に向かう場合も、若干右を向いてしまうため、右隣の議員に飛沫がかかるおそれが十分あるので、これを防ぐためのパーティションを立てる必要があると考える。

言い換えれば、飛沫防止のため透明のアクリル板を右隣の空席の机の上に設置す

れば、質問席においては、マスクを外して発言することは問題がないと考える。また、アクリル板については、既に傍聴受付で使用できるよう事務局で購入したものであるので、それを一時的に利用することができる。

なお、自席や執行部席は、隣の方との間隔が狭く、また前面にも設置する必要があるため、スペース的にアクリル板の設置は困難であり、マスクを着用しての発言となることに御理解をいただきたいと考える。

以上である。

弘田委員長 それでは、この件について御協議願う。  
御意見があれば、どうぞ。

(なし)

弘田委員長 それでは、一問一答の際、質問席で発言する場合にはマスクの着用は不要とし、感染症防止対策として質問席の右隣にアクリル板を設置するという事で、御異議ないか。

(なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。  
なお、自席で発言する場合にはマスクを着用することで、御了承願う。

(了承)

弘田委員長 また、既に一問一答の発言通告書を提出している議員で、発言場所の変更を希望する場合は、通告書の提出期限である明日10月1日木曜日の正午までに事務局へ申し出願う。

## 2. その他

### (1) 意見書・決議案の提出期限

弘田委員長 最後に、その他であるが、会派提出の意見書・決議案がある場合は、一括質問最終日10月2日金曜日の本会議終了後1時間以内に事務局に提出されるよう、御協力願う。

### (2) その他

弘田委員長 最後に、その他で何かないか。

山崎委員 先ほど聞いたらよかったが、マスクの着用であるが、最近よくマウスガードといって、透明のマウスガードをしているが、あれの使用はどうなのか。

(吉岡議事課長、挙手)

弘田委員長 吉岡議事課長、どうぞ。

吉岡議事課長 マウスガードの件について調べたが、国からは公式見解は出ていない。ある市の

## R2.9.30 議会運営委員会

保健所、神戸市だったと思うが、マウスガード、フェイスガードはあくまでマスクの補助用具であって、感染予防にはならないと、マスク着用の上でやってくださいとの通知を見つけた。実際に実物を見たが、マウスガードは上のほうはすいている。遠くには飛ばないが、近くにはもしかしたら飛ぶのではないかと思うので、自席でマウスガードでは、飛沫感染は防ぎきれないかと考える。

以上である。

弘田委員長 事務局から説明があったが、自席ではマスク着用ということによろしいか。

山崎委員 はい。

弘田委員長 それでは、協議事項は以上である。  
次回の議運は、特別の事情がなければ、10月7日水曜日午前9時から開催することとする。

協議事項は、議案の付託等についてである。

本日の本会議の開会時刻は、午前10時によろしいか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、本日の本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。  
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。